

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（平成28年11月1日号）

【今号の内容】

- 女性の活躍及びキャリア育成に関する研修参加助成金のお知らせ
- 「肝疾患コーディネーター養成研修会」を開催します
- 働き方・休み方改善ポータルサイト
- 11月はテレワーク月間です
- 年次有給休暇を計画的に活用しましょう
- 犯罪被害者のための休暇制度
- 11月は「過労死等防止啓発月間」です
- 厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム
- マタニティ・ハラスメントを防止しましょう
- 男性の育児休業を促進しましょう
- 女性活躍推進法「見える化」サイトを開設しました

女性の活躍及びキャリア育成に関する研修参加助成金
のお知らせ

県では、女性の活躍の推進を図るため、県内に所在し常時雇用する労働者数が300人以下の企業を対象に、従業員を女性の活躍に関する各種研修会に派遣する際の費用の一部を助成いたします。

是非、当該助成金を御活用ください。

- 1 支給対象経費
研修費及び研修で使用する教材費
- 2 支給率 1 / 2
- 3 支給上限 18万円／企業（6万円／人）
- 4 受付期限 平成28年12月末日（土日祝日及び閉庁日を除く）

※ 支給には女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画の策定が必要となります。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/kensyuusankajyoseikin.html>

「肝疾患コーディネーター養成研修会」を開催します

肝炎は、放置すると肝硬変・肝がん等重篤な病態へ

と進行するおそれのある疾患であり、早期発見・早期治療が重要となっております。そこで、県では、検査の受検勧奨や検査陽性者を適切な治療へのアドバイスを行うとともに、肝疾患患者やその家族の相談についての専門知識を持つ「肝疾患コーディネーター」を養成する研修会を開催いたします。是非、御参加ください。

日時 平成28年12月17日(土) 9:30～16:00

場所 栃木県総合文化センター 特別会議室

主な内容

(1) 講義

- ・ B型肝炎、C型肝炎の病態と治療
- ・ ウイルス性肝炎以外の肝疾患
- ・ 肝硬変の治療と生活指導
- ・ 肝癌の治療
- ・ 本県における肝疾患対策（肝炎医療費助成制度を含む）

(2) 認定試験（合格者には認定証を授与します。）

対象者 民間企業における健康管理担当の方など

募集 100名まで（先着順）

申込期限 平成28年11月11日(金)

参加料 無料

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/20120727.html>
健康増進課 感染症・新型インフルエンザ対策担当
TEL028-623-3089

働き方・休み方改善ポータルサイト

適切な労働時間で働き、ほどよく休暇を取得することは、仕事に対する社員の意識やモチベーションを高めるとともに、業務効率の向上にプラスの効果が期待されます。

他方、長時間労働や休暇が取れない生活が常態化すれば、メンタルヘルスに影響を及ぼす可能性が高くなり、生産性は低下します。

働き方・休み方改善ポータルサイトは、企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の見直しや、改善に役立つ情報を提供するサイトです。働き方・休み方の改善に是非御活用ください。

<http://work-holiday.mhlw.go.jp/index.html>

11月はテレワーク月間です

ICT (Information and Communication Technology) を活用し、時間や場所を有効に活用できるテレワークは、育児中の方、高齢者、障害者など様々な方がそれぞれの生活スタイルに合わせ柔軟な働き方が可能になり、また、「働き方改革」により生産性向上に有効な手段として注目されています。

11月はテレワーク月間としてテレワークの実施を推奨するとともに、テレワーク月間の締めくくりとして、総合イベントを開催します。

日時 平成28年11月28日(月)13:30～17:30

場所 御茶ノ水ソラシティ

内容 表彰式(総務大臣賞・厚生労働大臣賞)、基調講演、パネルディスカッション、個別相談会等

参加費 無料

<http://teleworkgekkan.org/symposium.html>

年次有給休暇を計画的に活用しましょう

有給休暇の取得率は、平成26年で47.6%となっており、経年的にみても5割を下回る水準で推移し、また、週労働時間60時間以上の雇用者の割合は8.2%と依然として1割弱となっており、仕事と家庭の調和の実現のためには「働き方・休み方改革」を推進し、年次有給休暇の取得促進をする必要があります。

- 働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。
労使協調のもと、土日、祝日に年次有給休暇を組み合わせて、3日(2日)+1日以上の休暇を実施しましょう。
- 年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。
年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残

りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。

年末年始に導入し、年次有給休暇を計画的に活用しましょう。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/150609-01.html>

犯罪被害者のための休暇制度

11月25日から12月1日までは「犯罪被害者週間」です。犯罪被害者等の方々の被害回復のための休暇について考えてみませんか？

犯罪被害者等の方々が、仕事を続けられるようにするため、年次有給休暇だけでなく、被害回復のための休暇制度の導入が求められています。

犯罪被害者のための休暇とは、犯罪行為により被害を受けた被害者及びその家族等に対して、被害回復のために付与される休暇です。

例えば、犯罪被害による精神的ショックや身体の不調からの回復を目的として、1週間の休暇を付与することや、治療のための通院や警察での手続、裁判への出廷等のために利用できる休暇の付与などが考えられます。

<http://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/hanzaihigai.html>

11月は「過労死等防止啓発月間」です

過労死等防止対策推進法では、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています

栃木県が実施する「とちぎ県政出前講座」では、過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与するための過労死等防止対策について、行政担当者から説明を行います

す。是非御活用ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/fukushi/karoushitouboushitaisaku.html>

厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム

厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム（無料ツール）は、ストレスチェックの受検、結果出力、結果管理までを一括で実施できるプログラムです。

厚生労働省ホームページから無料でダウンロードいただけますので、是非御活用ください。

※ 労働安全衛生法の改正により、労働者50人以上の事業場において、平成27年12月から、年1回のストレスチェックが義務付けられており、平成28年11月30日までに、初回のストレスチェックを実施する必要があります。

<https://stresscheck.mhlw.go.jp/>

マタニティ・ハラスメントを防止しましょう

平成28年8月2日に、事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針等が公布されました。この指針は、いわゆるマタハラ防止措置の適切かつ有効な実施を図るために定められたものです。

平成29年の1月1日から、事業主の方は、この指針に従い、いわゆるマタハラ防止措置を適切に講じなければなりません。

○妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの例

- 1 解雇すること。
- 2 期間を定めて雇用される者について、契約の更新をしないこと。
- 3 あらかじめ契約の更新回数の上限が明示されている場合に、当該回数を引き下げること。
- 4 退職又は正社員をパートタイム労働者等の非正規雇用社員とするような労働契約内容の変更の強要を行うこと など。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html

男性の育児休業を促進しましょう

平成27年度雇用均等基本調査によると、育児休業を取得した人の割合は、女性が81.5%であるのに対し、男性は2.65%でした。

女性の仕事と子育ての両立の負担を軽減し、その継続就業や円滑な職場復帰を図るため、また、男性の子育て参加の最初の重要な契機とするため、国は男性の育児休業の取得を促進しています。

<育児休業制度>

原則、子が1歳に達するまで取得することができます（一定の場合は1歳半）。

<男性の育児休業>

- ・ 夫婦で取得すると、1歳2か月まで休業できます。
※パパ・ママ育休プラス
- ・ 妻の産休中に夫が休業した場合、夫は2度目も取得できます。
- ・ 配偶者が専業主婦（夫）でも休業できます。

<http://www.ikumen-project.jp/index.html>

女性活躍推進法「見える化」サイトを開設しました

企業における女性の活躍を推進していくためには、各企業の現状を、投資家、消費者、就活中の学生等の皆様から「見える」ようにし、自主的な取組が他の企業に波及していくような仕組みが必要です。

このため内閣府では、ご了解をいただいた上場企業について、役員・管理職への女性の登用、仕事と生活の両立推進等に関する情報を、業種別に整理して公表しています。

<http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/company/mierukasite.html>

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、
お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡くださ
い。

栃木県産業労働観光部労働政策課
rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225